

令03原機(も)018
令和3年4月5日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
敦賀廃止措置実証部門
高速増殖原型炉もんじゅ
所長 荒井 眞伸
(公印省略)

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」の
読み替えについて (連絡)

令和2年8月21日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」につきまして、組織名称変更、職務上の地位の名称変更等に伴い、令和3年4月1日から読み替えが必要となりました。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について(規程)」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以 上

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前 (令和2年8月21日修正)		読み替え後 (令和3年4月1日付け)		理由
(第1章から第5章まで変更なし)		別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置		
原子力防災要員の職務	配置	原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業外運搬に係る特定事象の発生の場合)については、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整を行う原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業外運搬に係る特定事象の発生の場合)については、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整を行う原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	情報班長(安全・品質保証部長) 対外対応班長(計画管理課長)
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業外運搬に係る特定事象の発生の場合)については、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整を行う原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業外運搬に係る特定事象の発生の場合)については、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整を行う原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	他2名(廃止措置部員、施設保安課員) 副本部長(所長代理) 副本部長(副所長)
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業外運搬に係る特定事象の発生の場合)については、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整を行う原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業外運搬に係る特定事象の発生の場合)については、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整を行う原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	他2名(計画管理課員、廃止措置部員) 教習対策本部広報班員 (廃止措置推進室、技術副主幹) 教習対策本部広報班員 (地域共生部広報課主査)
もんじゅ内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	もんじゅ内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	他2名(地域共生部員) 放射線管理班長(安全管理課長) 放射線管理班長(環境監視Grリーダー)
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	もんじゅ内	原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	もんじゅ内	他2名(安全管理課員、環境監視Gr員) 副本部長(廃止措置部長) 運転班長(施設管理課長)
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	もんじゅ内	防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	もんじゅ内	他2名(施設管理課員) 情報班長(安全・品質保証部長) 放射線管理班長(安全管理課長)
放射性物質による汚染の除去	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	放射性物質による汚染の除去	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	他2名(管理課員、廃止措置部員) 放射線管理班長(安全管理課長) 放射線管理班長代理(安全管理課マネージャー)
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	もんじゅ内	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	もんじゅ内	他2名(廃止措置部員) 総務班長代理(管理課長) 放射線管理班長(安全管理課長)
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	もんじゅ内 又は 教習廃止措置実証本部事務所	原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	もんじゅ内 又は 教習廃止措置実証本部事務所	他2名(管理課員、安全管理課員) 補修班長(廃止措置部長) 教習対策本部資材調達班長 (事業管理課調達課長)
もんじゅ内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	もんじゅ内	もんじゅ内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	もんじゅ内	他2名(事業管理部経理課員、調達課員) 総務班長(施設保安課長) 総務班員(管理課副主幹)
				他2名(管理課員、廃止措置部員)

別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置

別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置

所属変更

組織名称変更

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前 (令和2年8月21日修正)	読み替え後 (令和3年4月1日付け)	理由																												
<p>別表2-1-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位</p> <table border="1" data-bbox="210 1370 635 2087"> <thead> <tr> <th>代行順位</th> <th>副原子力防災管理者**</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>所長代理 (運営管理・核物質防護)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>所長代理 (安全・品質保証)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>副所長</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>安全・品質保証部長</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>廃止措置部長</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>施設保安課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所長代理、副所長については、担当業務の変更、人数及び順位を変更する場合（人事異動に伴う変更等を含む）がある。 ※次長・課長から副原子力防災管理者を選任する場合には、危機管理を担当する者から選任する。 ※担当業務については、兼務する場合がある。</p> <p>(別表2-1-3から別表5-2-37まで変更なし) (別図2-1-1から別図3-2-15まで変更なし) (様式1-5-1から様式3-1-12まで変更なし) (参考1の変更なし)</p>	代行順位	副原子力防災管理者**	①	所長代理 (運営管理・ 核物質防護)	②	所長代理 (安全・品質保証)	③	副所長	④	安全・品質保証部長	⑤	廃止措置部長	⑥	施設保安課長	<p>別表2-1-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位</p> <table border="1" data-bbox="210 465 635 1182"> <thead> <tr> <th>代行順位</th> <th>副原子力防災管理者**</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>所長代理 (運営管理)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>所長代理 (安全・品質保証)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>副所長</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>安全・品質保証部長</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>廃止措置部長</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>施設保安課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所長代理、副所長については、担当業務の変更、人数及び順位を変更する場合（人事異動に伴う変更等を含む）がある。 ※次長・課長から副原子力防災管理者を選任する場合には、危機管理を担当する者から選任する。 ※担当業務については、兼務する場合がある。</p>	代行順位	副原子力防災管理者**	①	所長代理 (運営管理)	②	所長代理 (安全・品質保証)	③	副所長	④	安全・品質保証部長	⑤	廃止措置部長	⑥	施設保安課長	<p>職務上の地位の名称変更</p>
代行順位	副原子力防災管理者**																													
①	所長代理 (運営管理・ 核物質防護)																													
②	所長代理 (安全・品質保証)																													
③	副所長																													
④	安全・品質保証部長																													
⑤	廃止措置部長																													
⑥	施設保安課長																													
代行順位	副原子力防災管理者**																													
①	所長代理 (運営管理)																													
②	所長代理 (安全・品質保証)																													
③	副所長																													
④	安全・品質保証部長																													
⑤	廃止措置部長																													
⑥	施設保安課長																													